

政策会議報告書

平成31年3月26日

報告者 経営企画部長・総務部長・教育総務部長

<p>件名</p>	<p>働き方改革の推進に向けた取組「時間外勤務命令の上限の設定等」について</p>		
<p>要旨</p>	<p>働き方改革の推進に向けた取組である長時間労働の是正については、平成31年1月11日の政策会議で報告したところですが、国家公務員においても、人事院規則の改正等が行われ、平成31年4月より施行されます。</p> <p>本市においても、国家公務員の措置等を踏まえ、時間外勤務命令の上限の設定等について、下記のとおり内容がまとまりましたので、お知らせします。なお、本市の規則についても平成31年4月1日施行で改正を行う予定です。</p> <p>また、36協定を締結している部署については、下記の内容ではなく、当該協定の内容での運用となります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 時間外勤務命令の上限時間</p> <p>(1) 原則</p> <p>1月 45時間 1年 360時間</p> <p>(2) 例外（他律的業務の比重が高い部署）</p> <p>1月 100時間未満 1年 720時間</p> <p>※2～6月の平均でそれぞれ80時間以下</p> <p>※1年のうち45時間を超える月数は6月を限度</p> <p>【他律的業務とは】</p> <p>業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務のことをいいます。</p> <p>2 平成31年度における他律的業務の比重が高い部署の指定</p> <p>指定部署については、業務内容や所属職員の状況等を考慮して必要最小限とします。</p> <p>3 上限時間の特例</p> <p>重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務に従事する職員については、上限時間を超えて時間外勤務を命ずることができません。</p> <p>4 開始時期</p> <p>平成31年4月1日</p> <p>詳細な運用については、後日改めて通知する予定です。</p>		
<p>所管名</p>	<p>経営企画部 経営企画課 総務部 職員課 教育総務部 教育総務課</p>	<p>電話番号</p>	<p>04-2998-9027 04-2998-9048 04-2998-9232</p>

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、32部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。